

掛金・負担金率等一覧表（令和8年4月～令和9年3月適用）

（単位：千分率）

区分	一般・特定消防 市町長・特別職		職員団体 専従職員	船員一般		長期（一般等） 長期（特別職） 長期（市町長）	短期	船員 短期	後期高齢者等 短期
	70歳未満	70歳以上		70歳未満	70歳以上				
組合員種別コード	10、11、20、30	16、18、26	15	60	66	17、19、27	41	42	47
短期	短期掛金	50.12		48.32		2.32	50.12	48.32	2.32
	短期負担金	50.12		51.92		2.32	50.12	51.92	2.32
	介護掛金	7.92				－	7.92	－	－
	介護負担金	7.92				－	7.92	－	－
	子ども子育て支援負担金	1.15				－	1.15	－	－
	子ども子育て支援掛金	1.15				－	1.15	－	－
	調整負担金	0.05				－	0.05	－	－
	公的負担金			0.82					
厚生年金 保険金	組合員保険料	91.5	－	91.5	91.5	－	－	－	－
	所属所負担分	91.5	－	91.5	91.5	－	－	－	－
	基礎年金負担金	39.9	－	39.9	39.9	－	－	－	－
年退職 金等	掛金	7.5						－	－
	負担金	7.5						－	－
長期的 経過	負担金	0.0869	－	0.0869				－	－
保健	掛金			1.5					
	負担金			1.5					
事務費負担金年額		組合員等（短期組合員を除く）1人当たり 11,910円 短期組合員等1人当たり 5,650円							
特定健康診査等負担金年額		組合員1人当たり 186円							
任意継続組合員の標準報酬月額		380,000円							

- 事務費負担金は、組合員等は4月 1,020円、5月以降 990円、短期組合員等は4月 480円、5月以降 470円とする。
- 基本追加費用率の負担金率は次のとおりとする。また、恩給組合条例給付金負担率（令和7年度決算後に確定）による負担金がある。（厚生年金保険分）1,000分の 6.7（長崎市 7.5、佐世保市 7.0、島原市 7.1、諫早市 7.1、大村市 7.1）（経過的長期分）1,000分の 1.1（長崎市 1.3、佐世保市 1.2、島原市 1.2、諫早市 1.2、大村市 1.2）
- 特別職とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する職員（市町村長を除き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第1項に規定する教育長を含む。）及び同項第3号等の特別職の職員をいう。
- 長期組合員とは、後期高齢者医療制度の適用を受ける組合員（75歳以上の者及び一定の障害状態にあると認定された65歳以上の者）をいう。
- 短期組合員、船員短期組合員とは、短時間勤務職員のうち短期給付及び福祉事業の適用を受ける組合員をいう。
- 後期高齢者等短期組合員とは、短期組合員又は船員短期組合員のうち後期高齢者医療制度の適用を受ける短期組合員（75歳以上の者及び一定の障害状態にあると認定された65歳以上の者）をいう。
- 短期の公的負担金とは、育児休業手当金、介護休業手当金、育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に係る公的負担金をいう。
- 任意継続組合員の標準報酬月額は、地方公務員等共済組合法施行令第46条の2第2項に規定する組合の定款で定めた額をいう。